表紙（様式自由）

※文書名、短期大学名、作成年は必ず記載してください。

目次（自由様式）

序章

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

※文書下部に必ずページ番号を挿入してください。

短期大学概況

|  |  |
| --- | --- |
| （１）短期大学設置年 | 19XX年 |
| （２）所在地 | 東京都○○区及び○○県○○郡○○村 |
| （３）理念・目的 | ○○短期大学は、○○教に基づく人格教育を基本としながら、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇することを目的とする。 |
| （４）学科・専攻科等 | こども学科、社会福祉学科、○学科、専攻科保育専攻 |
| （５）収容定員 | ○○○○人（短期大学士課程）○○○○人（専攻科） |

# 第１章　理念・目的（基本情報一覧）

基本資料

|  |  |
| --- | --- |
| 文書 | URL・印刷物の名称 |
| 規程集 |  |
| 寄附行為又は定款 |  |
| 学則 |  |
| 履修要項・シラバス |  |
| 備考： |

短期大学の理念・目的[\*]

|  |  |
| --- | --- |
| 規程・各種資料名称（条項） | URL・印刷物の名称 |
| 例）○○短期大学学則　第３条 |  |
|  |  |
|  |  |
| 備考： |

※関係法令：学校教育法施行規則第172条の２第１項

学科・専攻科における教育研究上の目的[\*]

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 学科・専攻科の名称 | 規程・各種資料名称（条項） | URL・印刷物の名称 |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
| 備考： |

※関係法令：短期大学設置基準第２条、専門職短期大学設置基準第２条及び学校教育法施行規則第172条の２第１項

中・長期計画等

|  |  |
| --- | --- |
| 名称 | URL・印刷物の名称 |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
| 備考： |

※関係法令：地方独立行政法人法第26条、私立学校法第148条第２項

# 第１章　理念・目的（本文） 評定：S・A・B・C

## １．現状分析

|  |
| --- |
| **評価項目①****短期大学の理念・目的を適切に設定していること。また、それを踏まえ、学科及び専攻科の目的を適切に設定し、公表していること。**＜評価の視点＞・短期大学が掲げる理念を踏まえ、教育研究活動等の諸活動を方向付ける短期大学の目的及び学科・専攻科における教育研究上の目的を明らかにしているか。・理念・目的を教職員及び学生に周知するとともに、社会に公表しているか。 |

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

|  |
| --- |
| **評価項目②****短期大学として中・長期の計画その他の諸施策を策定していること。**＜評価の視点＞・中・長期の計画その他の諸施策は、短期大学内外の状況を分析するとともに、組織、財政等の資源の裏付けを伴うなど、理念・目的の達成に向けて、具体的かつ実現可能な内容であるか。・中・長期の計画その他の諸施策の進捗及び達成状況を定期的に検証しているか。 |

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

## ２．分析を踏まえた長所と問題点

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

## ３．改善・発展方策と全体のまとめ

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

# 第２章　内部質保証（基本情報一覧）

内部質保証

|  |  |
| --- | --- |
| 内部質保証の方針・手続 | URL・印刷物の名称 |
| ○○学園内部質保証の方針 | https://＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊ |
| 全学内部質保証推進組織の名称と所管事項 |
| ○○会議 | ＜例＞・内部質保証に関する方針および手続の策定・自己点検・評価の計画の策定と実行… |
| 名簿（URL・印刷物の名称） |
| https://＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊ |
| 備考： |

※内部質保証に係る全学的な体制を表した図を、この下に掲載してください。

《体制図》

設置計画履行状況調査等への対応（５ヵ年）[\*]

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 指摘区分 | 指摘事項 | 指摘年度 | 改善状況 | 改善状況に関する根拠資料（設置履行状況調査結果など） |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
| 備考： |  |

※その他、文部科学省からの勧告等に関することは、点検・評価報告書本文に記載してください。

前回の認証評価からの改善状況[\*]

|  |  |
| --- | --- |
| 改善報告書URL※ |  |
| 改善報告書検討結果URL※ |  |
| 備考： |

※前回認証評価が本協会以外であった場合は、これに相当するもの。

［専門職短期大学、専門職学科］教育課程連携協議会[\*]

|  |  |
| --- | --- |
| 学科名称 | 名簿のURL  |
|  |  |

|  |
| --- |
| 備考： |

※関係法令：短期大学設置基準第35条の４、専門職短期大学設置基準第７条

※ウェブサイトで公開されている名簿において何号委員かを明記していない場合は、それがわかる資料を別途提出してください。

情報公表[\*]

|  |  |
| --- | --- |
| 項目 | URL  |
| 点検・評価報告書 |  |
| ［教育情報］ |
| 教育研究上の目的 | 基準１ |
| 教育研究上の基本組織 |  |
| 学位授与方針 | 基準４ |
| 教育課程の編成・実施方針 | 基準４ |
| 学生の受け入れ方針 | 基準５ |
| 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績 |  |
| 入学者の選抜 |  |
| 入学者の数、収容定員及び在学する学生の数 |  |
| 卒業した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況並びに外国人留学生の数 |  |
| 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画 |  |
| 成績評価及び卒業の認定に当たっての基準 |  |
| 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境 |  |
| 授業料、入学料その他の短期大学が徴収する費用 |  |
| 修学支援、生活支援、進路支援その他の学生支援 |  |
| ［※］専門性が求められる職業に就いている者等との協力の状況 |  |
| 財務情報 |  |
| 備考： |

［※］専門職短期大学及び専門職学科のみ

※関係法令：学校教育法第109条第１項、学校教育法施行規則第172条の２第１項及び第２項、教育職員免許法施行規則第22条の８

情報公表［学習成果等］

|  |  |
| --- | --- |
| 情報 | ウェブサイト名称・URL |
| 「卒業認定・学位授与の方針」に定められた学修目標の達成状況を明らかにするための学修成果・教育成果に関する情報 |
| 各授業科目における到達目標の達成状況 | 大学ポートレート（https://\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*） |
| 学位の取得状況 |  |
| 学生の成長実感・満足度 |  |
| 進路の決定状況等の卒業後の状況（進学率や就職率等） | ※前掲「情報公表」参照 |
| 修業年限期間内に卒業する学生の割合留年率、中途退学率 | ※基礎データ表６参照 |
| 学修時間 |  |
| 学修成果・教育成果を保証する条件に関する情報 |
| 入学者選抜の状況 | 大学ポートレート（https://\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*） |
| 教員一人あたりの学生数 | ※基礎データ表１参照 |
| 学事暦の柔軟化の状況 | ※後掲「授業期間及び単位計算」参照 |
| 履修登録単位の登録上限の状況 | ※後掲「履修登録単位数の上限」表参照 |
| 授業の方法や内容・授業計画（シラバスの内容） | ※前掲「基本資料」表参照 |
| 早期卒業や大学院への飛び入学の状況 | ― |
| FD・SDの実施状況 |  |
| 備考： |

※関係資料：教学マネジメント指針（中央教育審議会大学分科会）別紙3

情報公表［教職課程］

|  |  |
| --- | --- |
| 項目 | URL |
| 教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画に関すること |  |
| 教員の養成に係る組織及び教員の数、各教員が有する学位及び業績並びに各教員が担当する授業科目に関すること |  |
| 教員の養成に係る授業科目、授業科目ごとの授業の方法及び内容並びに年間の授業計画に関すること |  |
| 卒業者の教員免許状の取得の状況に関すること |  |
| 卒業者の教員への就職の状況に関すること |  |
| 教員の養成に係る教育の質の向上に係る取組に関すること |  |
| 備考： |

※関係法令：教育職員免許法施行規則第22条の６

# 第２章　内部質保証（本文） 評定：S・A・B・C

## １．現状分析

|  |
| --- |
| **評価項目①****内部質保証のための方針を適切に設定していること。また、教育の充実と学習成果の向上を図るために、内部質保証システムを整備し、適切に機能させていること。**＜評価の視点＞・内部質保証のための全学的な方針において、基本的な考え方、体制（全学内部質保証推進組織をはじめとした諸組織の位置づけ、役割や責任）や手続を明らかにしているか。・併設大学と同一の内部質保証システムとなっている場合、教育その他の面で大学とは異なる特性、独自性を短期大学が有することについて十分な配慮がなされ、また短期大学の主体性が尊重されているか。・教育の企画・設計とその実施、自己点検・評価及び改善活動に関して、全学的な調整や支援を行っているか。※　具体的な例・３つの方針の策定の調整・支援。・体系的・組織的な教育課程の編成に向けた調整・支援。・効果的な教育方法の開発とその運用のための調整・支援。・学習成果の可視化に向けた調整・支援。・自己点検・評価の実施やその結果の活用に向けた調整・支援。・短期大学全体規模や学科、専攻科等（教職課程を実施する全学的組織を含む）を対象とした自己点検・評価をそれぞれ定期的に実施し、その結果を活用して改善・向上に取り組んでいるか。・学科や専攻科等を対象とした自己点検・評価の客観性、妥当性を高めるために、学生の意見や外部の視点を取り入れるなどの工夫をしているか。・行政機関、認証評価機関等から指摘事項があった場合、それに適切に対応しているか。 |

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

|  |
| --- |
| **評価項目②****短期大学の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしていること。**＜評価の視点＞・教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。・教育研究活動の情報として、学生の学習実態、学習上の成果に関わる情報を社会に分かりやすく公表しているか。 |

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

|  |
| --- |
| **評価項目③****内部質保証システムの有効性及び適切性について定期的に点検・評価を行い、改善・向上に向けた取り組みを行っていること。**＜評価の視点＞・内部質保証システムの整備や機能の状況を定期的に点検・評価し、その結果に基づき、教育の質を保証する仕組みとしてより有効に機能できるよう改善・向上に取り組んでいるか。 |

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

## ２．分析を踏まえた長所と問題点

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

## ３．改善・発展方策と全体のまとめ

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

# 第３章　教育研究組織（本文） 評定：S・A・B・C

## １．現状分析

|  |
| --- |
| **評価項目①****短期大学の理念・目的に照らして、学科・専攻科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況が適切であること。**＜評価の視点＞・短期大学の理念・目的を踏まえ、また、学問の動向や社会的要請等に配慮したうえで、教育研究組織（学科・専攻科や附置研究所、センター等）を構成しているか。 |

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

|  |
| --- |
| **評価項目②****教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価し、その結果を活用して改善・向上に向けて取り組んでいること。**＜評価の視点＞・教育研究組織に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。・点検・評価の結果を活用して、教育研究組織に関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているか。 |

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

## ２．分析を踏まえた長所と問題点

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

## ３．改善・発展方策と全体のまとめ

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

# 第４章　教育・学習（基本情報一覧）

学位授与方針・教育課程の編成実施方針・学生の受け入れ方針[\*]

|  |  |
| --- | --- |
| 学科・専攻科名称 | URL |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
| 備考： |

※関係法令：学校教育法施行規則第172条の２第１項

※専攻科については、学位授与方針に代えて、課程修了にあたって修得しているべき知識、技能、態度等の学習成果を含む課程修了認定の考え方。

教育課程等に係る設置基準上の特例（※対象となる学科等がある場合）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 学科等名称 | 特例の概要 | 特例の期間 | 学則等の規定 |
| 例）ビジネス学科 | 例）○○短期大学との連携開設科目の履修を40単位まで認める。 | 例）20XX年Ｘ月Ｘ日～20YY年Ｙ月Ｙ日 | 学則第○条（http://＊＊＊＊＊＊） |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
| 備考： |

※文部科学大臣から措置の要求や認定の取り消しがあった場合は、備考欄に記入してください。

※短期大学設置基準第50条、専門職短期大学設置基準第73条

［専門職短期大学、専門職学科］科目区分ごとの必要修得単位数[\*]

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 学科等名称 | 単位数 | 根拠となる資料 |
| 基礎科目一般・基礎科目 | 職業専門科目 | 展開科目 | 総合科目 | 実験、実習または実技の単位数 | 左記のうち臨地実務実習科目 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
| 備考： |

※関係法令：短期大学設置基準第35条の７、専門職短期大学設置基準第26条

授業期間及び単位計算（改善報告書に対して改善されたと評価された場合又は本協会の短期大学認証評価において改善提言を受けておらず変更もしていない場合は不要）[\*]

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 学期制区分 | 各学期の授業週数 | １コマあたりの授業時間 | URL・印刷物の名称 |
| 例）4学期制 | 例）8週 | 例）90分 | 例）http://＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊ |
|  |  |  |  |
| 備考：  |
| 単位設定 |
| 授業形態 | １単位当たりの学習時間（うち、授業の時間） | 規程（条項） | URL・印刷物の名称 |
| 例）講義（A学科） | XX時間（YY時間） | 学則第○条第○項 | http://\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\* |
|  |  |  |  |
| 備考：  |

※関係法令：短期大学設置基準第７条、第９条、専門職短期大学設置基準第11条、第13条

履修登録単位数の上限設定（改善報告書に対して改善されたと評価された場合又は本協会の短期大学認証において改善提言を受けておらず変更もしていない場合は不要）[\*]

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 学科名、学年等 | 履修登録単位の上限値 | 期間 | 成績優秀者への緩和 | 成績優秀者の基準 | 除外科目の有無 |
| 　 | 単位 | 　 | ○ |  | ○ |
| 　 | 単位 | 　 | ○ |  | ○ |
| 　 | 単位 | 　 | ○ |  | ○ |
| 　 | 単位 | 　 | ○ |  | ○ |
| 　 | 単位 | 　 | ○ |  | ○ |
| 備考：例）前回評価から変更がないため、ビジネス学科は省略　 |

※関係法令：短期大学設置基準第13条の２、専門職短期大学設置基準第19条

※学科ごとに履修登録単位数の上限設定が異なる場合、また、学科内で学年によって設定を変えている場合にはそれぞれ区分して作表してください。

※「成績優秀者への緩和」欄は、短期大学設置基準第13条の２第２項又は専門職短期大学設置基準第19条第２項に該当する措置を講じている場合に○を選択し、成績優秀者の基準（ＧＰＡ値など）を記入してください。該当しない場合、基準・割合欄の入力は不要です。

※どのような考え・設計で履修登録単位数の上限設定（成績優秀者への緩和措置、除外科目の設定も含む）をしているのか、「備考」欄に説明してください。

卒業・修了要件の設定及び明示

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 学科名称 | 卒業要件単位数 | 既修得等（注）の認定上限単位数 | URL・印刷物の名称 |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
| 備考： |

※関係法令：短期大学設置基準第14条、第15条、第16条、第18条及び第35条の７、

専門職短期大学設置基準第21条、第22条、第23条、第26条

注：短期大学設置基準第14条から第16条、専門職短期大学基準第21条から第23条の規定に基づく措置（それらを合せた上限値）

学位授与方針に示した学習成果の測定方法[\*]

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 学科等名称 | 学習成果の測定方法 | 根拠資料 |
| 例）国際学科 | 例）GPAのほか、TOEIC®のスコア、卒業生アンケートの状況を、推移を含めて確認している。 | 例）アセスメントプラン、2023年度の学習成果の測定結果について |
|  |  |  |
| 備考： |

学科等における点検・評価活動の状況

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 学科等名称 | 実施年度・実施体制 | 点検・評価報告書等 |
| 例）ビジネス学科 | 例）2023年度ビジネス学科点検・評価委員会、文系学科外部評価専門家会議 | 例）ビジネス学科点検・評価報告書、外部評価報告書 |
| 備考： |

# 第４章　教育・学習（本文） 評定：S・A・B・C

## １．現状分析

|  |
| --- |
| **評価項目①****達成すべき学習成果を明確にし、教育・学習の基本的なあり方を示していること。**＜評価の視点＞・学位授与方針※において、学生が修得すべき知識、技能、態度等の学習成果を明らかにしているか。また、教育課程の編成・実施方針において、学習成果を達成するために必要な教育課程及び教育・学習の方法を明確にしているか。※専攻科については、課程修了認定に当たっての考え方・上記の学習成果は授与する学位にふさわしいか。 |

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

|  |
| --- |
| **評価項目②****学習成果の達成につながるよう各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成していること。**＜評価の視点＞・学習成果の達成につながるよう、教育課程の編成・実施方針に沿って授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。※　具体的な例・授与する学位と整合し専門分野の学問体系等にも適った授業科目の開講。・各授業科目の位置づけ（主要授業科目の類別等）と到達目標の明確化。・学習の順次性に配慮した授業科目の年次・学期配当及び学びの過程の可視化。・学生の学習時間の考慮とそれを踏まえた授業期間及び単位の設定。 |

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

|  |
| --- |
| **評価項目③****課程修了時に求められる学習成果の達成のために適切な授業形態、方法をとっていること。また、学生が学習を意欲的かつ効果的に進めるための指導や支援を十分に行っていること。**＜評価の視点＞・授業形態、授業方法が学科・専攻科の教育研究上の目的や課程修了時に求める学習成果及び教育課程の編成・実施方針に応じたものであり、期待された効果が得られているか。・ＩＣＴを利用した遠隔授業を提供する場合、自らの方針に沿って、適した授業科目に用いられているか。また、効果的な授業となるような工夫を講じ、期待された効果が得られているか。・授業の目的が効果的に達成できるよう、学生の多様性を踏まえた対応や学生に対する適切な指導等を行い、それによって学生が意欲的かつ効果的に学習できているか。※　具体的な例・学習状況に応じたクラス分けなど、学生の多様性への対応。・単位の実質化（単位制度の趣旨に沿った学習内容、学習時間の確保）を図る措置。・シラバスの作成と活用（学生が授業の内容や目的を理解し、効果的に学習を進めるために十分な内容であるか。）。・授業の履修に関する指導、学習の進捗等の状況や学生の学習の理解度・達成度の確認、授業外学習に資するフィードバック等の措置。 |

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

|  |
| --- |
| **評価項目④****成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っていること。**＜評価の視点＞・成績評価及び単位認定を客観的かつ厳格で、公正、公平に実施しているか。・成績評価及び単位認定にかかる基準・手続（学生からの不服申立への対応含む）を学生に明示しているか。・既修得単位や実践的な能力を修得している者に対する単位の認定等を適切に行っているか。・学位授与における実施手続及び体制が明確であるか。・学位授与方針に則して、適切に学位を授与しているか。 |

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

|  |
| --- |
| **評価項目⑤****学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価していること。**＜評価の視点＞・学習成果を把握・評価する目的や指標、方法等について考えを明確にしているか。・学習成果を把握・評価する指標や方法は、学位授与方針に定めた学習成果に照らして適切なものか。・指標や方法を適切に用いて学習成果を把握・評価し、短期大学として設定する目的に応じた活用を図っているか。 |

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

|  |
| --- |
| **評価項目⑥****教育課程及びその内容、教育方法について定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。**＜評価の視点＞・教育課程及びその内容、教育方法に関する自己点検・評価の基準、体制、方法、プロセス、周期等を明確にしているか。・課程修了時に求められる学習成果の測定・評価結果や授業内外における学生の学習状況、資格試験の取得状況、進路状況等の情報を活用するなど、適切な情報に基づいているか。・外部の視点や学生の意見を取り入れるなど、自己点検・評価の客観性を高めるための工夫を行っているか。・自己点検・評価の結果を活用し、教育課程及びその内容、教育方法の改善・向上に取り組んでいるか。 |

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

## ２．分析を踏まえた長所と問題点

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

## ３．改善・発展方策と全体のまとめ

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

# 第５章　学生の受け入れ（基本情報一覧）

入学試験要項

|  |  |
| --- | --- |
| 学科・専攻科の名称 | URL・印刷物の名称 |
|  |  |
|  |  |

|  |
| --- |
| 備考： |

入学者選抜に係る規程

|  |  |
| --- | --- |
| 規程名称 | URL・印刷物の名称 |
|  |  |
| 備考： |

# 第５章　学生の受け入れ（本文） 評定：S・A・B・C

## １．現状分析

|  |
| --- |
| **評価項目①****学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公平、公正に実施していること。**＜評価の視点＞・学生の受け入れ方針は、入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像や、入学希望者に求める水準等の判定方法を志願者等に理解しやすく示しているか。・学生の受け入れ方針に沿い、適切な体制・仕組みを構築して入学者選抜を公平、公正に実施しているか。・入学者選抜にあたり特別な配慮を必要とする志願者に対応する仕組みを整備しているか。・すべての志願者に対して分かりやすく情報提供しているか。 |

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

|  |
| --- |
| **評価項目②****適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理していること。**＜評価の視点＞・短期大学士課程全体及び各学科並びに各専攻科の入学者数や在籍学生数を適正に維持し、大幅な定員超過や定員未充足の場合には対策をとっているか。 |

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

|  |
| --- |
| **評価項目③****学生の受け入れに関わる状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。**＜評価の視点＞・学生の受け入れに関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。・点検・評価の結果を活用して、学生の受け入れに関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているか。 |

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

## ２．分析を踏まえた長所と問題点

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

## ３．改善・発展方策と全体のまとめ

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

# 第６章　教員・教員組織（基本情報一覧）

短期大学として求める教員像を示した資料・教員組織の編制方針

|  |  |
| --- | --- |
| 資料名称 | URL・印刷物の名称 |
|  |  |
| 備考： |

個別教員の教育課程の編成その他の学科の運営への参画状況、主要授業科目の担当有無・担当科目単位数に関する情報

|  |  |
| --- | --- |
| 資料名称 | URL・印刷物の名称 |
|  |  |
| 備考： |

設置基準上必要専任教員・基幹教員数の充足[\*]

［短期大学士課程］（専門職短期大学及び専門職学科を除く）
※2022年10月改定前の設置基準に基づく「専任教員」制の場合

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 学科・専攻名称 | 総数 | 教授数 | 根拠となる資料 |
| 全体(注) |  |  |  | 短期大学基礎データ（表１） |
| 学科・専攻 |  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
| 備考 |

※関係法令：2022年10月改定前の短期大学設置基準第22条

※基礎データ（表1）の数値と一致するよう作成してください。（以下各表も同様。）

※教員数が不足する場合、不足する数を備考欄に記述してください（以下各表も同様。ただし、［専門職短期大学及び専門職学科］の表において「みなし専任教員」に関する場合は、「不足する数」を「超過する数」と読み替える）。

注 [全体]：短期大学設置基準別表第１イ及びロに基づいて算出される数を上回る専任教員の配置状況を意味します。

　　　　に基づいて算出される専任教員の配置状況を意味します。

［専門職短期大学及び専門職学科］※2022年10月改定前の設置基準に基づく「専任教員」制の場合

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 学科等名称 | 総数 | 教授数 | 実務家教員数（注２） |  |  | 根拠となる資料 |
| うち、みなし専任教員数と割合 | うち、研究能力を併せ有する実務家教員数との割合 |
| 全体（注１） |  |  |  |  |  |  | 大学基礎データ（表１） |
| 学科等 |  |  |  |  |  |  |
| 備考 |

※関係法令：2022年10月改定前の短期大学設置基準第35条の11、専門職短期大学設置基準第32条

注１ [全体]：専門職短期大学設置基準別表第一に基づいて作成してください。専門職学科を置く大学の場合、［全体］に係る数は［短期大学士課程］表に記載するので、本表の欄は「－」（ハイフン）を記入してください。

注２ ：「実務家教員数」、「みなし専任教員数」及び「研究能力を併せ有する実務家教員数」について、表の該当欄には○又は×（「みなし専任教員」及び「研究能力を併せ有する実務家教員」については設置基準上必要となる実務家教員数に比した割合も（　）で併記）を記載し、また、それらの実数を備考欄に記載してください。

［短期大学士課程］（専門職短期大学及び専門職学科を除く）※「基幹教員」制の場合

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 基幹教員の種類 | 必要基幹教員数 | 必要基幹教員数中の 法定数 | 人数 | うち教授数 | 担当授業科目 | 備考 |
| ○○学科 | 専ら従事する教員 |  | ● 以上 |  |  |  |  |
| それ以外の教員 | 当該短期大学 | ● 以下 |  |  |  |  |
| 当該短期大学以外 |  |  |  |  |
| 短期大学全体の収容定員に応じ定める数 |  |  |  |  |  |  |  |
| 学科総計 |  |  |  |  |  |  |  |
| 根拠資料 |  |

※関係法令：短期大学設置基準第22条

※数や割合を記載する欄は、○×ではなく、実際の数、割合を記載してください。

※「専ら従事する教員」欄は、専ら当該短期大学の教育研究に従事する者であり、かつ１の学科でのみ算入される教員を指します。

※「それ以外の教員」欄のうち「当該短期大学」欄は、「専ら従事する教員」以外で、当該学科等で８単位以上の授業科目を担当する当該短期大学所属の教員を指します。複数の学科等で基幹教員に算入される者は、ここに含まれます。

※複数学科等で基幹教員に算入される者がいる場合、同時に基幹教員となっている学科等の名称とその数を備考欄に記載してください。

　例）ビジネス学科の２名の教員が国際学科でも基幹教員となっている場合：　「国際学科：２名」と記載。

※「それ以外の教員」欄のうち「当該短期大学以外」欄は、兼業やクロスアポイントメントなどのかたちで、複数の短期大学等において基幹教員となる者や、企業等に属しながら基幹教員となる者等が該当します。

※「担当授業科目」欄は、基幹教員の全てが主要授業科目又は８単位以上の授業科目を担当している場合にのみ○と記載してください。

※その他、「専任教員」についての表に注記した事項を参照して作成してください。

［専門職短期大学及び専門職学科］※「基幹教員」制の場合

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 基幹教員の種類 | 必要基幹教員数 | 必要基幹教員数中の 法定数 | 人数 | うち教授数 | うち実務家教員数（うち、みなし基幹教員数） | うち、研究能力を併せ有する実務家教員数 | 担当授業科目 |
| ××学科 | 専ら従事する教員 |  | ●以上 |  |  |  |  |  |
| それ以外の教員 | 当該短期大学 | ●以下 |  |  |  |  |  |
| 当該短期大学以外 |  |  |  |  |  |
| 短期大学全体の収容定員に応じ定める数 |  |  |  |  |  |  |  |
| 学科総計 |  |  |  |  |  |  |  |
| 備考： |
| 根拠資料 |  |

※関係法令：短期大学設置基準第22条、第35条の８、専門職短期大学設置基準第31条、第32条

※「うち実務家教員数」を記載する箇所においては、実務家教員中のみなし基幹教員の内数を（　）で書き添えてください。みなし基幹教員がいない場合は、(0)と記載してください。

※その他、［短期大学士課程］（基幹教員制）の表に付した注記、「専任教員」の表に付した注記に基づいて作成してください。

授業担当教員と指導補助者の責任関係や、指導補助者が担う役割を定めた規程

|  |  |
| --- | --- |
| 資料名称 | URL・印刷物の名称 |
|  |  |
| 備考： |

教員の募集、採用及び昇任に関する規程

|  |  |
| --- | --- |
| 規程名称 | URL・印刷物の名称 |
|  |  |
| 備考： |

# 第６章　教員・教員組織（本文） 評定：S・A・B・C

## １．現状分析

|  |
| --- |
| **評価項目①****教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を安定的にかつ十全に展開できる教員組織を編制し、学習成果の達成につながる教育の実現や短期大学として目指す研究上の成果につなげていること。**＜評価の視点＞・短期大学として求める教員像や教員組織の編制方針に基づき、教員組織を編制しているか。※具体的な例・教員が担う責任の明確性。・法令で必要とされる数の充足。・科目適合性を含め、学習成果の達成につながる教育や研究等の実施に適った教員構成。・各教員の担当授業科目、担当授業時間の適切な把握・管理。・複数学科等の基幹教員を兼ねる者について、業務状況や教育効果の面での適切性。・基幹教員又は兼任教員として併設大学の教員と短期大学の教員がそれぞれの授業科目等を担当する場合、業務状況や教育効果の面での適切性。・クロスアポイントメントなどによって、他大学・短期大学又は企業等の人材を教員として任用する場合は、教員の業務範囲を明確に定め、また、業務状況を適切に把握しているか。・教員は職員と役割分担し、それぞれの責任を明確にしながら協働・連携することで、組織的かつ効果的な教育研究活動を実現しているか。・授業において指導補助者に補助又は授業の一部を担当させる場合、あらかじめ責任関係や役割を規程等に定め、明確な指導計画のもとで適任者にそれを行わせているか。 |

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

|  |
| --- |
| **評価項目②****教員の募集、採用、昇任等を適切に行っていること。**＜評価の視点＞・教員の募集、採用、昇任等に関わる明確な基準及び手続に沿い、公正性に配慮しながら人事を行っているか。・年齢構成に著しい偏りが生じないように人事を行っているか。また、性別など教員の多様性に配慮しているか。 |

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

|  |
| --- |
| **評価項目③****教育研究活動等の改善・向上、活性化につながる取り組みを組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上につなげていること。**＜評価の視点＞・教員の教育能力の向上、教育課程や授業方法の開発及び改善につなげる組織的な取り組みを行い、成果を得ているか。・教員の研究活動や社会貢献等の諸活動の活性化や資質向上を図るために、組織的な取り組みを行い、成果を得ているか。・短期大学としての考えに応じて教員の業績を評価する仕組みを導入し、教育活動、研究活動等の活性化を図ることに寄与しているか。・教員以外が指導補助者となって教育に関わる場合、必要な研修を行い、授業の運営等が適切になされるよう図っているか。 |

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

|  |
| --- |
| **評価項目④****教員組織に関わる事項を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。**＜評価の視点＞・教員組織に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。・点検・評価の結果を活用して、教員組織に関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているか。 |

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

## ２．分析を踏まえた長所と問題点

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

## ３．改善・発展方策と全体のまとめ

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

# 第７章　学生支援（基本情報一覧）

学生支援に関する方針

|  |  |
| --- | --- |
| 資料名称 | URL・印刷物の名称 |
|  |  |
| 備考： |

# 第７章　学生支援（本文） 評定：S・A・B・C

## １．現状分析

|  |
| --- |
| **基準７　学生支援****評価項目①****学生支援に関する短期大学としての方針に基づき、学生支援の体制を整備し、適切に実施していること。**＜評価の視点＞・学生支援に関する短期大学としての方針に基づき、各種の学生支援体制を整備し、教員と職員がそれぞれ役割を果たしながら支援を行っているか。・各種の学生支援にあたり、専門的な知識・能力や経験を有する者を含む必要なスタッフを配置しているか。・学生支援に関する情報を学生に積極的に提供するとともに、その支援は学生の利用しやすさに配慮しているか。［修学支援（学習面）］・学生が能力に応じて自律的に学習を進められるようサポートする仕組みを整備しているか（補習教育、補充教育、学習に関わる相談等）。・障がいのある学生や留学生の実態に応じ、それらの学生に対する修学支援を行っているか。・学習の継続に困難を抱える学生（留年者、退学希望者等）に対し、その実態に応じて対応しているか。・遠隔授業をはじめ教育等でＩＣＴを活用する場合は、ＩＣＴ機器の準備や通信環境確保等において学生間に格差が生じないよう、必要に応じて対応しているか(機器貸与、通信環境確保のための支援等)。・ＩＣＴを利用した遠隔授業を行う場合にあっては、自宅等の個々の場所で学習する学生からの相談に対応するなどの学習支援を行っているか。また、学生の通信環境へ配慮した対応（授業動画の再視聴機会の確保等）を必要に応じて行っているか。［修学支援（経済面）］・学生に対する経済的支援（授業料減免、学内外の奨学金を通じた支援等）を、学生の実態等に応じて行っているか。［生活支援］・学生の心身の健康、保健衛生等に関わる指導・相談を、学生の実態に応じて行っているか。・学生の孤立化を防止するため、人間関係構築につながる措置（学生の交流機会の確保等）を必要に応じて行っているか。とりわけＩＣＴを利用した遠隔授業を行う場合において配慮しているか。［進路支援］・短期大学士課程、専攻科の違いや分野等における必要性、個々の学生の特性等に応じ、就職支援のほか、職業的自立に向けたキャリア教育・キャリア形成支援等の進路支援を行っているか。［その他支援］・上記のほか、部活動・ボランティア活動等の正課外における学生の活動への支援など、必要に応じた支援を行っているか。［学生の基本的人権の保障］・ハラスメント防止、プライバシー権の保障や苦情申立への対応など、学生の基本的人権の保障を図る取り組みを行っているか。 |

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

|  |
| --- |
| **評価項目②****学生支援に関わる状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。**＜評価の視点＞・学生支援に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。・点検・評価の結果を活用して、学生支援に関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているか。 |

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

## ２．分析を踏まえた長所と問題点

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

## ３．改善・発展方策と全体のまとめ

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

# 第８章　教育研究等環境（基本情報一覧）

教育研究等環境の整備に関する方針

|  |  |
| --- | --- |
| 資料名称 | URL・印刷物の名称 |
|  |  |
| 備考： |

研究倫理、研究活動の不正防止に関する規程、方針等

|  |  |
| --- | --- |
| 資料名称 | URL・印刷物の名称 |
|  |  |
| 備考： |

# 第８章　教育研究等環境（本文） 評定：S・A・B・C

## １．現状分析

|  |
| --- |
| **評価項目①****教育研究等環境の整備に関する方針に基づき、学生の学習、教員の教育研究活動に必要な環境を適切に整備していること。**＜評価の視点＞・教育研究等環境の整備に関する方針に基づき、学生の学習環境や教員の教育研究環境を適切に整備しているか。・学生の学習や教員の教育研究活動の必要性に応じてネットワーク環境やＩＣＴ機器を整備し技術的な支援を行う等により、それらの活用を促進しているか。・学生及び教職員の情報倫理の確立を図るために取り組んでいるか。 |

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

|  |
| --- |
| **評価項目②****図書館サービス及び学術情報サービスを提供するための体制を備えていること。また、それらを適切に機能させていること。**＜評価の視点＞・教育研究等環境の整備に関する方針に基づき、図書その他の学術情報資料を体系的に整備しているか。・図書館には、学生及び教員の利用のために、必要な専門的な知識を有する職員を含む人員を適切に配置しているか。また、図書館等の施設環境が適切であるか。 |

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

|  |
| --- |
| **評価項目③****研究活動に関わる支援、条件整備を通じ、研究活動の促進を図っていること。また、健全な研究活動のために必要な措置を講じていること。**＜評価の視点＞・研究に対する短期大学の基本的な考えに沿って、長期的な視点に立った支援や条件整備を十分に行い、各教員の研究活動の活性化につなげているか（教員に対する研究費の支給、研究室の整備、研究時間の確保、専門的な研究支援人材の活用等の人的な支援、若手研究者育成のための仕組みの整備等）。・研究倫理や研究活動の不正防止に関する規程を定め、かつ、学生も含めて研究倫理の遵守を図る取り組みを行っているか。 |

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

|  |
| --- |
| **評価項目④****教育研究等環境に関わる状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。**＜評価の視点＞・教育研究等環境に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。・点検・評価の結果を活用して、教育研究等環境に関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているか。 |

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

## ２．分析を踏まえた長所と問題点

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

## ３．改善・発展方策と全体のまとめ

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

# 第９章　社会連携・社会貢献（基本情報一覧）

社会連携・社会貢献に関する方針

|  |  |
| --- | --- |
| 資料名称 | URL・印刷物の名称 |
|  |  |
| 備考： |

# 第９章　社会連携・社会貢献（本文） 評定：S・A・B・C

## １．現状分析

|  |
| --- |
| **評価項目①****社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施していること。また、教育研究成果を適切に社会に還元していること。**＜評価の視点＞・社会連携・社会貢献に関する方針のもと、学外機関、地域社会等との連携、短期大学が生み出す知識、技術等を社会に還元する取り組みを行っているか。・社会連携・社会貢献に関する取り組みにより、地域や社会の課題解決等に貢献し、短期大学の存在価値を高めることにつながっているか。 |

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

|  |
| --- |
| **評価項目②****社会連携・社会貢献活動の状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。**＜評価の視点＞・社会連携・社会貢献に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。・点検・評価の結果を活用して、社会連携・社会貢献に関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているか。 |

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

## ２．分析を踏まえた長所と問題点

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

## ３．改善・発展方策と全体のまとめ

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

# 第10章　大学運営・財務（１）大学運営（基本情報一覧）

大学運営関係資料・規程

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 資料・規程名称 | URL・印刷物の名称 |
| 大学運営に関する方針を明らかにした資料 |  |  |
| 学長選出・罷免に関する規程 |  |  |
| 役職者の職務権限に関する規程 |  |  |
| 教授会規程 |  |  |
| 設置法人の理事会（役員会）及び評議員会の名簿（役職、氏名、所属先を示したもの） |  |  |
| 学長選考会議の名簿 |  |  |
| 職員採用規程 |  |  |
| 監事監査法人又は公認会計士による監査報告書による監査報告書 |  |  |
| 事業報告書 |  |  |
| 備考： |

# 第10章　大学運営・財務（１）大学運営（本文） 評定：S・A・B・C

## １．現状分析

|  |
| --- |
| **評価項目①****大学運営に関する方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示していること。また、それに基づいた適切な大学運営を行っていること。加えて、短期大学を設置・管理する法人の運営が適切であること。**＜評価の視点＞・短期大学の理念・目的、短期大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する短期大学としての方針を教職員で共有しているか。・関係法令及び大学運営に関する方針に基づき、明文化された規程に従って大学運営を適切に行っているか。また、その透明性を確保するために、学長等の役職者、教授会等の組織の権限と役割を法令に基づき規程上明確に定めているか。さらに、その選任、意思決定や権限執行等を、適正な手続のもとで行っているか。・法人はその組織及び役職者の権限と責任を明確化し、短期大学を適切に管理しているか。また、関係法令に基づき定めた規程に従い役職者の選任及び運営を適切に行い、意思決定・業務執行に対する法人組織内のチェック機能を働かせているか。・併設大学と合同で教授会を開催する場合、短期大学固有の事項が適切に審議されているか。 |

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

|  |
| --- |
| **評価項目②****予算編成及び予算執行を適切に行っていること。**＜評価の視点＞・予算を適正な手続で編成し、予算執行においては透明性を確保しているか。 |

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

|  |
| --- |
| **評価項目③****法人及び短期大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な組織を設け、人員を配置していること。また、その組織が適切に機能していること。**＜評価の視点＞・大学運営に必要な組織を整備し、法人及び短期大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援等の業務内容に応じた人員を配置しているか。・大学運営が円滑かつ効果的に行われるように、教員と職員の協働・連携を図っているか。・必要に応じ、専門的な知識及び技能を有する職員の育成、配置を行っているか。・職員の採用、昇格等の人事及び業務評価やそれに基づく処遇改善を、適正に行っているか。・大学運営に関する教員及び職員の資質向上を図るため、教員及び職員に対して、スタッフ・ディベロップメント（ＳＤ）活動を組織的に実施しているか。 |

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

|  |
| --- |
| **評価項目④****大学運営に関わる状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。**＜評価の視点＞・監事による監査、公認会計士又は監査法人による財務監査等を適切なプロセスと内容で行い、大学運営の適切性を担保するとともに、その結果を活用して改善・向上に取り組んでいるか。・大学運営にかかる組織のあり方等を含む大学運営に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。・点検・評価の結果を活用して、大学運営にかかる組織のあり方等を含む大学運営に関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているか。 |

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

## ２．分析を踏まえた長所と問題点

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

## ３．改善・発展方策と全体のまとめ

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

# 第10章　大学運営・財務（２）財務（基本情報一覧）

財務関係資料

|  |  |
| --- | --- |
|  | URL・印刷物の名称 |
| ＜公立短期大学＞ |  |
| 財務諸表（６カ年分） |  |
| 決算報告書（６カ年分） |  |
| 事業報告書 |  |
| 監事による監査報告書（６カ年分） |  |
| 監査法人又は公認会計士による監査報告書（６カ年分） |  |
| ＜私立短期大学＞ |  |
| 財務計算書類（６カ年分） |  |
| 財産目録 |  |
| 事業報告書 |  |
| 監事による監査報告書（６カ年分） |  |
| 監査法人又は公認会計士による監査報告書（６カ年分） |  |

|  |
| --- |
| 備考： |

# 第10章　大学運営・財務（２）財務（本文） 評定：S・A・B・C

## １．現状分析

|  |
| --- |
| **評価項目①****教育研究活動を安定して遂行するため、中・長期の財政計画を適切に策定していること。**＜評価の視点＞・具体的かつ実現可能な中・長期の財政計画を策定し、大学運営にあたっているか。・財務関係比率に関する指標又は目標を設定し、健全な運営を確保しようとしているか。 |

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

|  |
| --- |
| **評価項目②****教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財政基盤を確立していること。**＜評価の視点＞・教育研究水準を維持し、向上させていくための安定的な財政基盤を確保しているか。・授業料収入への過度の依存を避けるため、学外から資金を受け入れ、収入の多様化を図っているか。また、それによってどの程度の財源が確保されているかが明らかであるか。 |

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

## ２．分析を踏まえた長所と問題点

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

## ３．改善・発展方策と全体のまとめ

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

終章

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇